

毎月勤労統計の賃金について

平成31年 3月

弁護士 明石順平

賃金の新旧差の要因分解

従来の説明	新旧差			
		ベンチマーク 入替	サンプル 入替	復元分
	2,086円 (0.80%)	1,791円 (0.69%)	295円 (0.11%)	—

再集計値	新旧差			
		ベンチマーク 入替	サンプル 入替	復元分
	2,086円 (0.80%)	967円 (0.37%)	337円 (0.13%)	782円 (0.30%)

2018年1月、毎月勤労統計調査における賃金の算出方法が変更され、賃金が大きくかさ上げされた。
要因は下記の3つ。

- ①サンプル入替
- ②ベンチマーク更新
- ③復元処理
(東京都における500人以上の事業所について3分の1しか抽出していなかったためそれを3倍して復元)

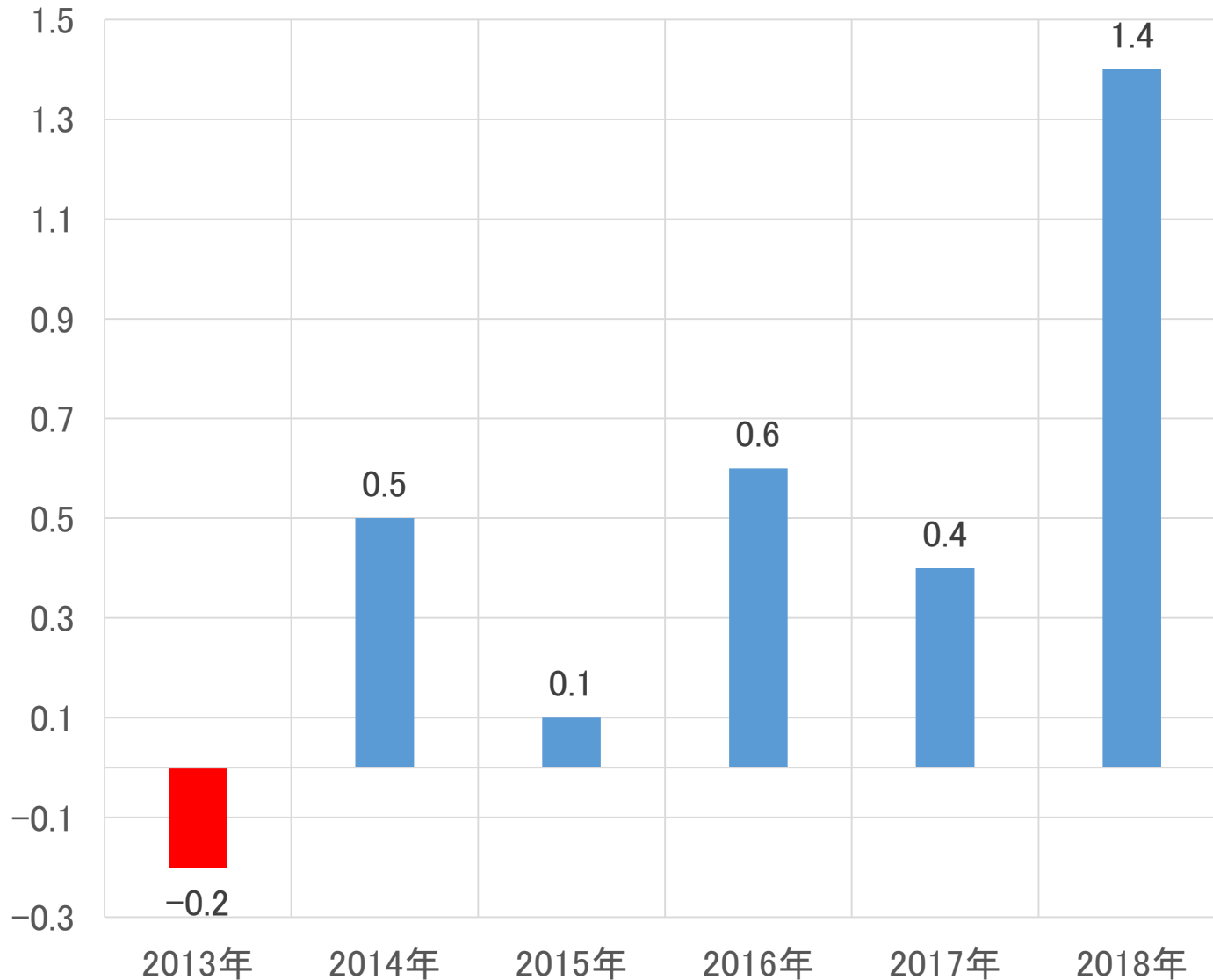
例えていうと、
①→ちょっと背の高い別人に替える
②→シークレットブーツを履かせる
③→頭にシリコン

③はバレたので遡って修正。
しかし、①と②については遡って修正せず、**そのまま**2017年と比較。

そのため、賃金が異常に伸びる結果に。

出典：厚労省作成資料に、長妻事務所でタイトルをつけた資料
※出典資料をもとに長妻昭事務所で作成

公表値における前年比伸び率



2013年～2017年までの5年間で1.4%しか伸びなかった名目賃金が、2018年のわずか1年間で、1.4%伸びるという異常な結果に。なお、実質賃金については前年比0.2%のプラス。

算出方法の異なるものを比較した伸び率は端的に言って「ウソ」の数字である。

統計法60条2号は「基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者」を6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処するとしている。公表値は真実に反するのだから、これに該当し、統計法違反になるのではないか。

アベノミクス前との比較がしやすいよう、2012年を100とした賃金と物価の推移をしてみる。

別人の身長を比較するような手段を講じても、2018年に消費者物価指数が1.3ポイント伸びているので、結局実質賃金は0.1ポイントしか伸びていない。

アベノミクス以降、2014年の消費税増税に加え、無理やり円安にして「円安インフレ」を起こしたため、物価は急上昇。それが名目賃金の伸びを大きく上回った結果、実質賃金が大きく落ちた。2018年はアベノミクス前より3.6ポイントも低い。

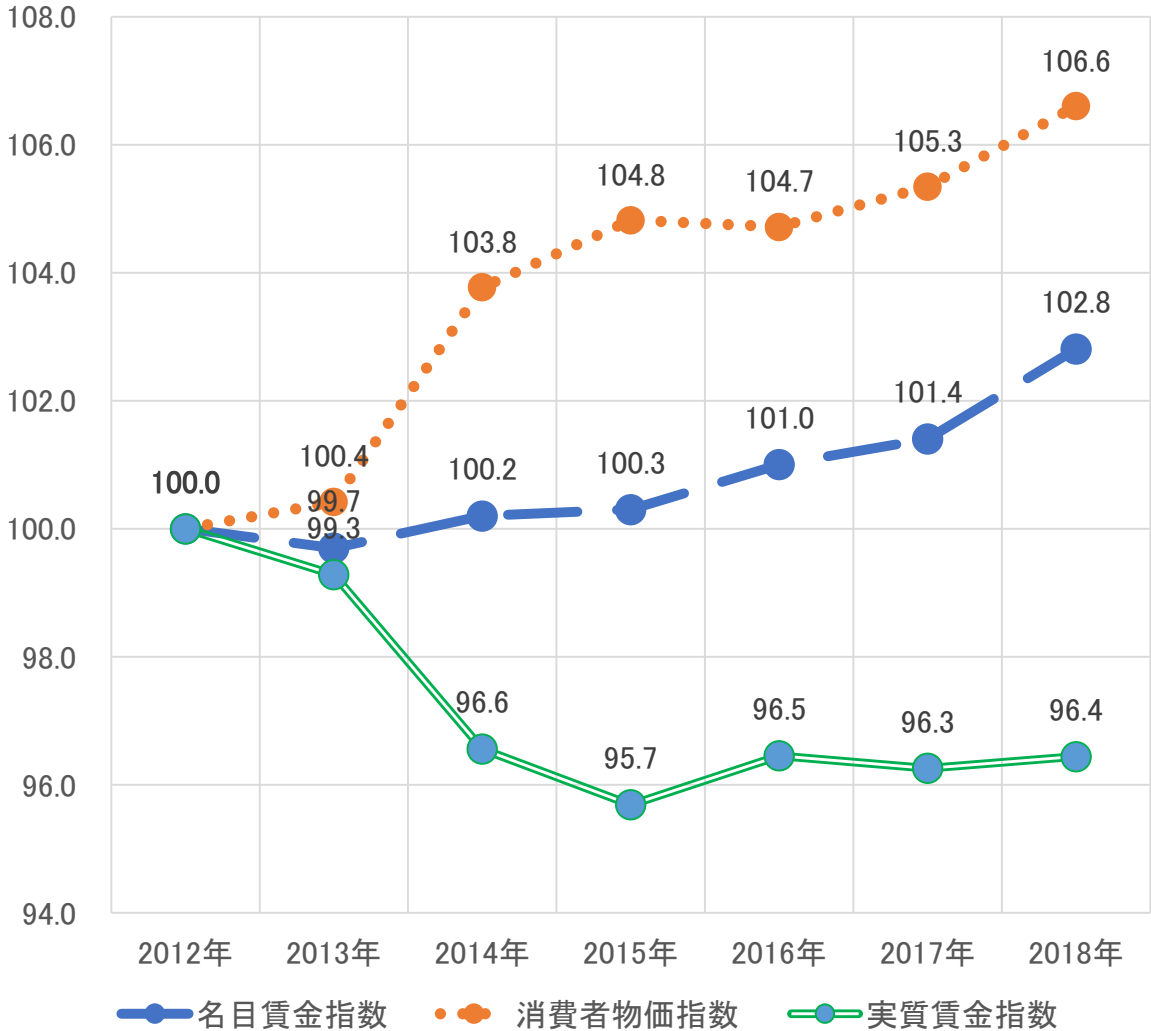
なお、以前は原油価格の下落により、ある程度円安インフレが相殺されていたが、2017年頃から原油価格が上がってきたので物価が再び上昇傾向に。

ところで、「新規労働者が増えて平均値が下がったから実質賃金が下がった」というよくある反論はデマ。平均値の問題なら名目賃金も下がらなければならないが、名目賃金は下がっていない。

ただ単に、名目賃金の上昇を物価上昇が上回ったから、実質賃金が落ちた。

こんなに悲惨なので、「実質賃金マイナス」という結果を出したくないものと思われる。

賃金と物価の推移(2012年=100)



統計委員会は、賃金の伸び率については共通事業所同士を比較した「参考値」を重視せよと言っている。

しかし、厚労省はなぜか参考値の名目賃金伸び率のみ公表し、実質賃金伸び率については頑なに公表しない。

ところが、実質賃金の伸び率は、名目賃金の伸び率と物価の伸び率が分かれば簡単に出せる。

実質賃金指数＝名目賃金指数÷消費者物価指数×100である。

ここでいう指数とは、ある時点の数値を100とした数。

なので、前年同月からの伸び率に100を足すと「前年同月を100とする」指数になる。

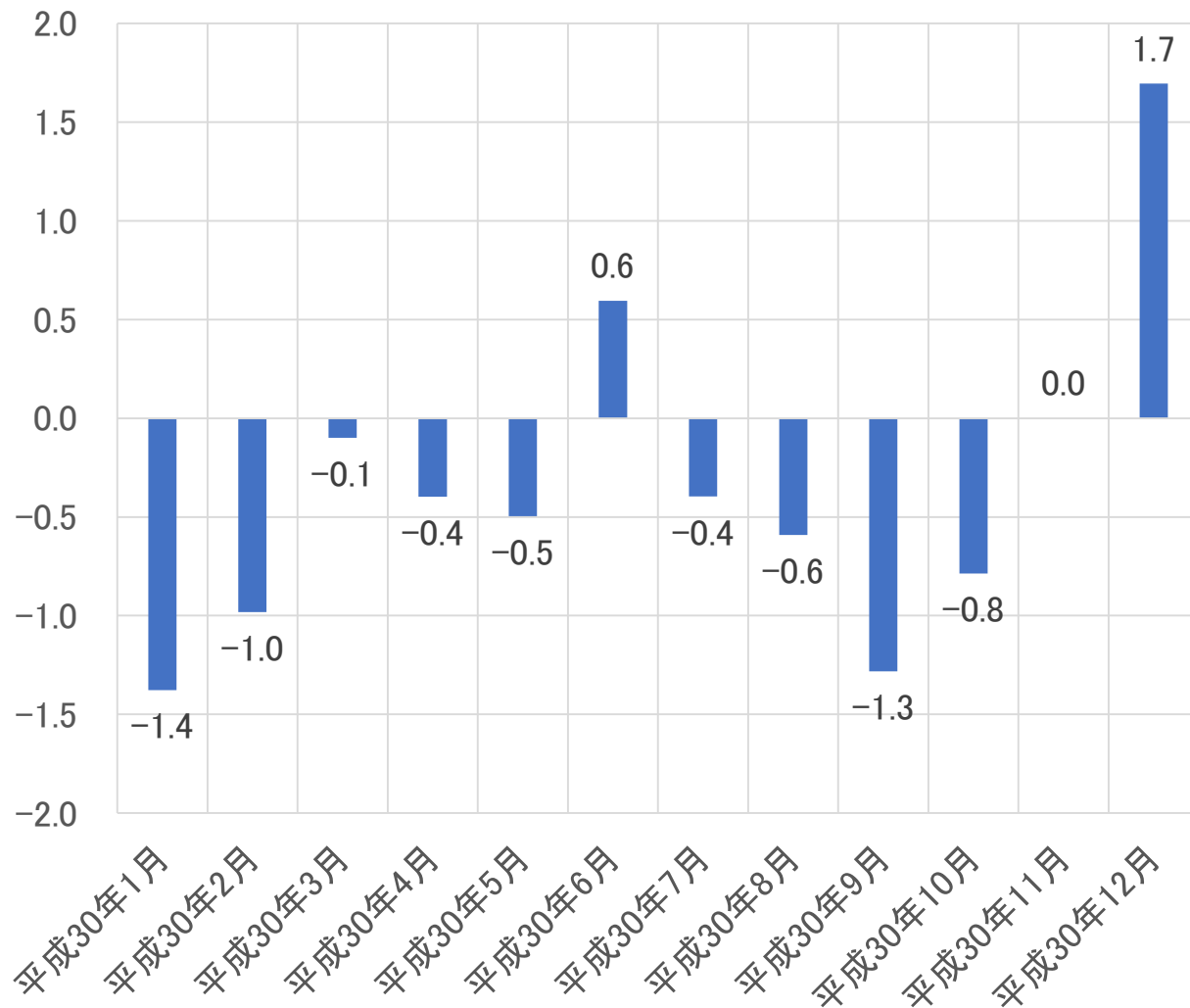
そして、名目賃金指数と消費者物価指数の前年同月からの伸び率は公表されているので、それぞれの「前年同月を100とする指数」を算出できる。

二つの指数がこれで揃うので、前年同月を100とする実質賃金指数も算定可能になる。

このように「前年同月を100とする実質賃金指数」を計算することにより、実質賃金伸び率を算定したのが次頁の表。

年月	名目賃金指数 (前年同月=100)	÷	消費者物価指数 (前年同月=100)	× 100	=	実質賃金指数 (前年同月=100)	実質賃金伸び率 (左記指数-100)
平成30年1月	100.3	÷	101.7	× 100	=	98.6	-1.4
平成30年2月	100.8	÷	101.8	× 100	=	99.0	-1.0
平成30年3月	101.2	÷	101.3	× 100	=	99.9	-0.1
平成30年4月	100.4	÷	100.8	× 100	=	99.6	-0.4
平成30年5月	100.3	÷	100.8	× 100	=	99.5	-0.5
平成30年6月	101.4	÷	100.8	× 100	=	100.6	0.6
平成30年7月	100.7	÷	101.1	× 100	=	99.6	-0.4
平成30年8月	100.9	÷	101.5	× 100	=	99.4	-0.6
平成30年9月	100.1	÷	101.4	× 100	=	98.7	-1.3
平成30年10月	100.9	÷	101.7	× 100	=	99.2	-0.8
平成30年11月	101	÷	101	× 100	=	100.0	0.0
平成30年12月	102	÷	100.3	× 100	=	101.7	1.7
						平均	-0.3

実質賃金伸び率



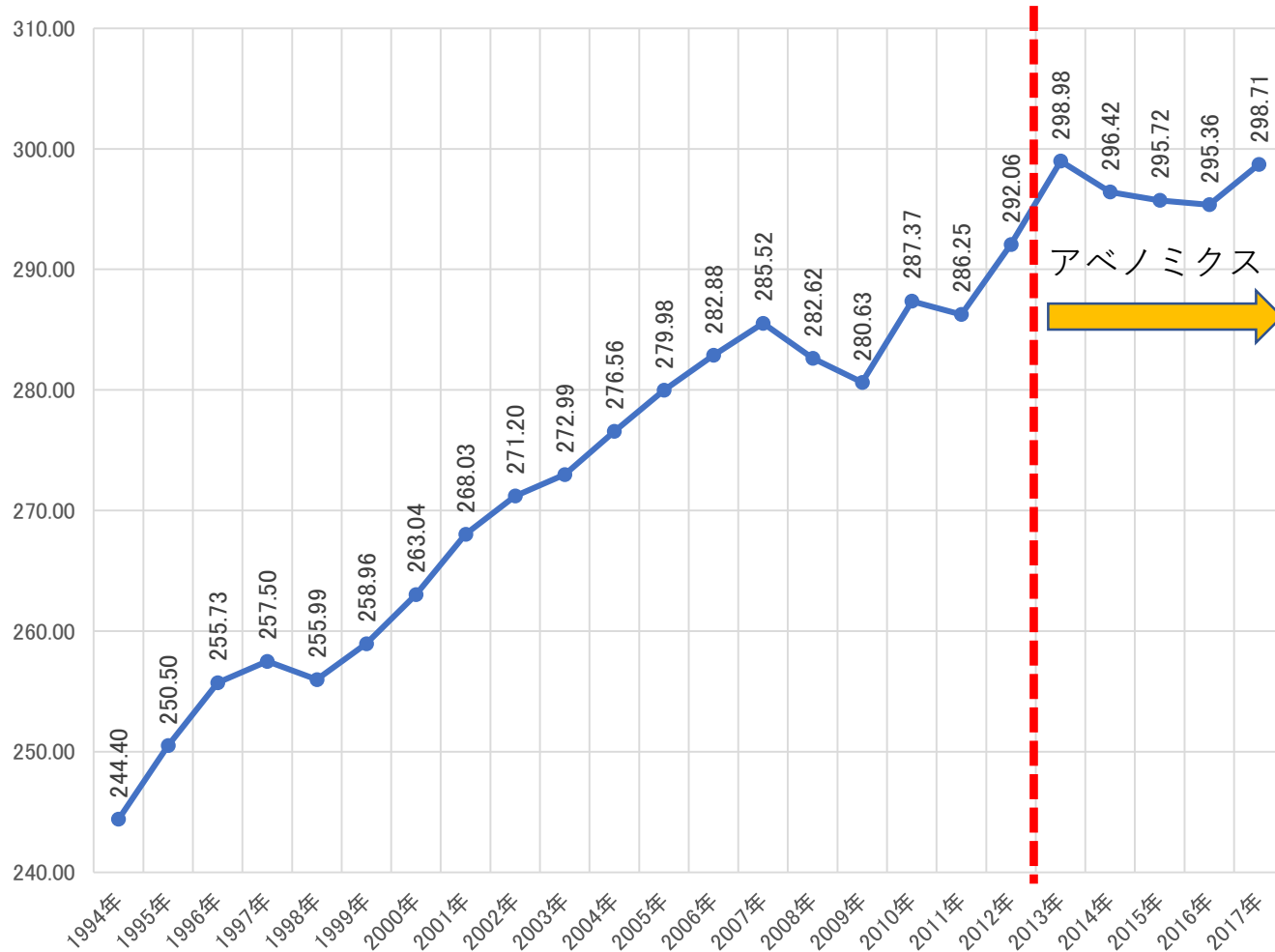
参考値の実質賃金伸び率がプラスになったのは、たったの2回。あとはゼロが1回，マイナスが9回。プラスになったのもボーナス月だから。

このように悲惨な状況なので，公表したくないだけ。

「名目は参考になるが実質は参考にするべきではない」などあり得ない。**参考値の実質賃金伸び率も早急に公表すべき。**

そして，**公表値の伸び率はかさ上げされたウソの数字なのだから，公表を止めるべき。**

実質民間最終消費支出(兆円)



実質民間最終消費支出は、2014年～2016年にかけて3年連続減少。これは戦後初。

2017年はプラスに転じたが、4年も前の2013年を下回る。

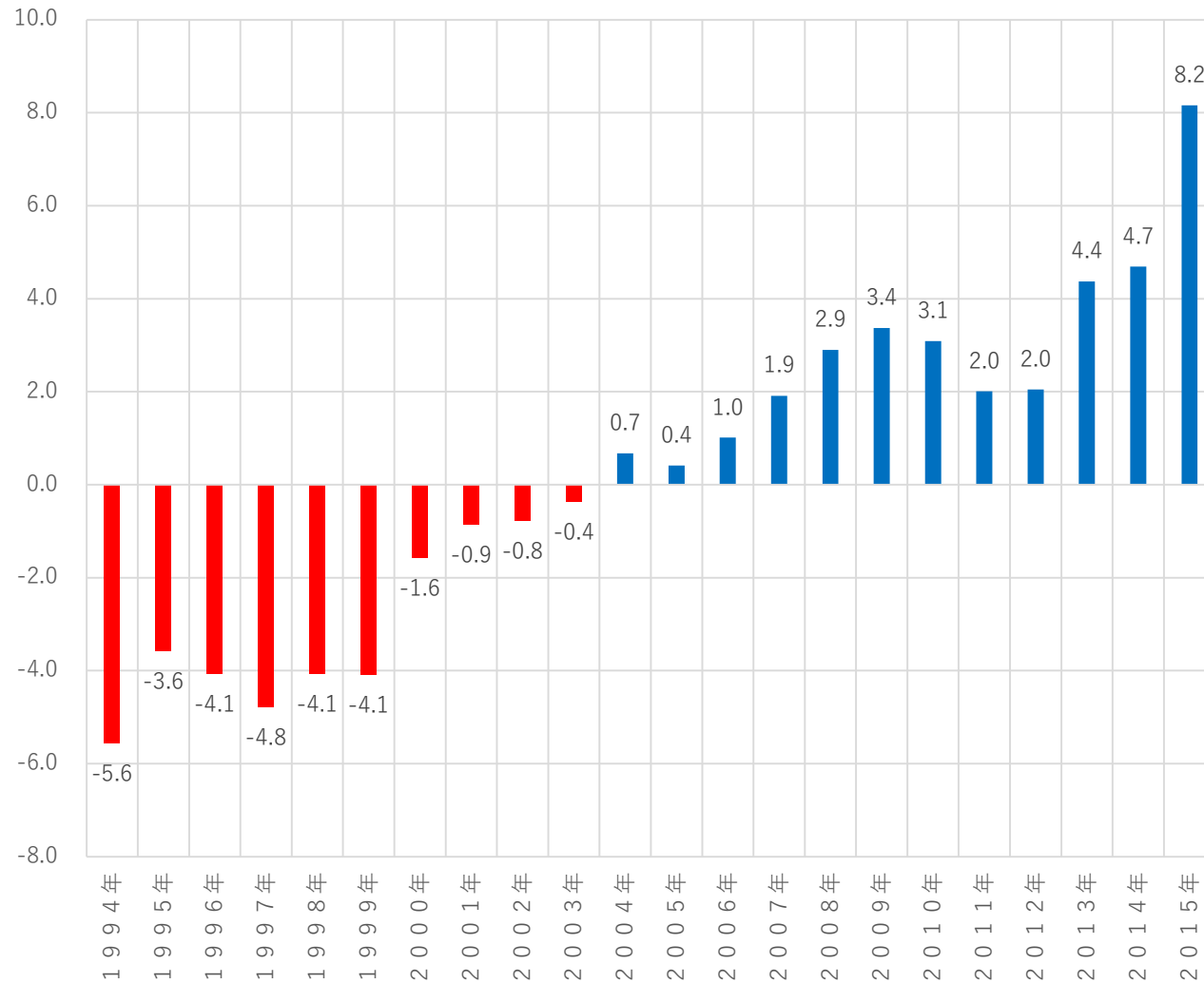
この「4年前を下回る」という現象も戦後初。

実質賃金の大きな下落は、「戦後最悪の消費停滞」を引き起こしている。

これは国民の生活が全然向上していないことを意味する。景気回復の実感が無いのは当たり前。

しかし、GDP改定のどさくさに紛れて行われた異常な数字の調整が無ければ、もっと酷い数字になっていた。

新旧名目民間最終消費支出差額（兆円）



名目民間最終消費支出のGDP改定前後の差額を見ると、アベノミクス以降が突出している。

特に2015年が異常。8.2兆円ものかさ上げ。

なお、名目民間最終消費支出におけるかさ上げは、国際的GDP算出基準(2008SNA)とは全く関係ない「その他」という部分でなされている。

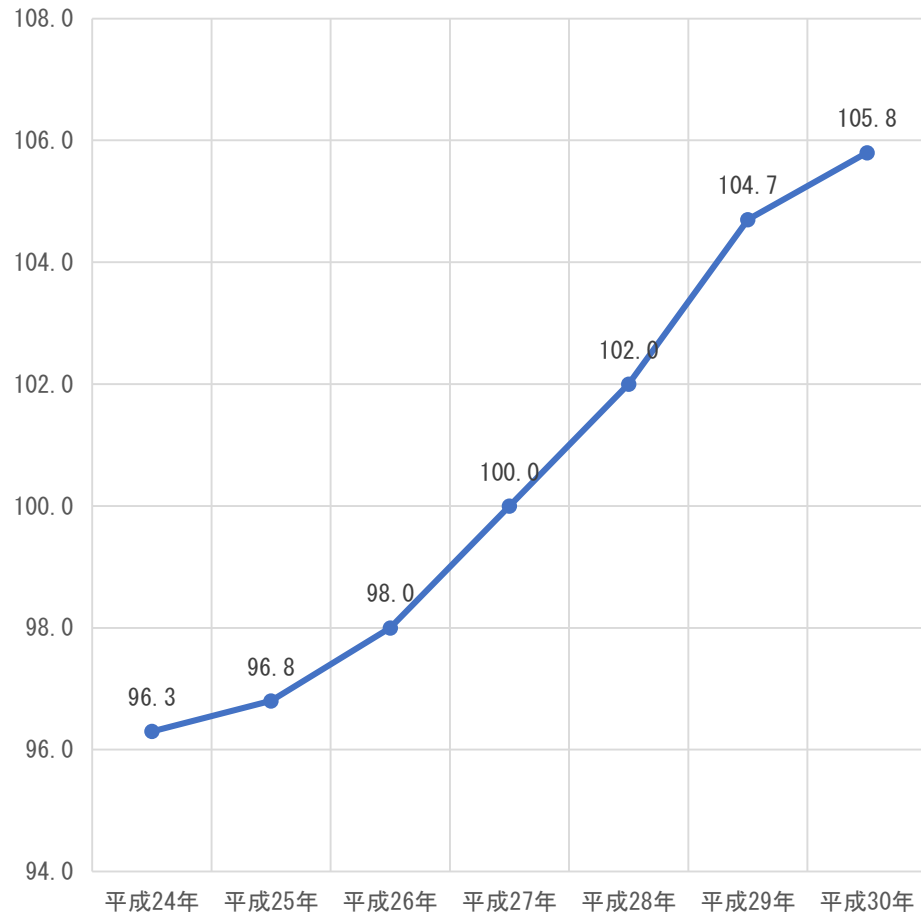
アベノミクス以降は大きくかさ上げしているのに、なぜか90年代は全部マイナス。

この「その他」によるかさ上げ・かさ下げ現象を「ソノタノミクス」という。

こんなに数値をかさ上げしても、なお消費の低迷を覆い隠すことができていない。

消費が低迷する大きな要因の一つは実質賃金が上がらないから。

常用雇用指数



平成30年速報だと常用労働者総数は4980万7000人。
平成29年確報だと常用労働者総数は5003万1000人。
実数で見ると、平成30年速報の方が22万4000人少ない。
これは日雇外しの影響。

ところが、なぜか常用雇用指数（平成27年を100として常用労働者を指数化した数値）は、平成30年速報の方が1.1ポイントも高い。

この点について、厚労省のウェブサイトには下記の説明がある。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/sisuu/sisuu.html>

平成30年1月分調査の補正においては、ベンチマークを「平成21年経済センサス - 基礎調査」（平成21年7月1日現在）から「平成26年経済センサス - 基礎調査」（平成26年7月1日現在）に変更したことから、平成21年7月分以降についてギャップ修正を行った。

要するに、実数を単に指数化してしまうと平成30年が下がってしまうため、常用雇用指数については遡って改定したということ。賃金は遡らず、常用雇用指数は遡るという都合の良い操作を行っている。